

民間事業者による電動キックボードの公道実証実験について

公道実証実験について

電動キックボードの公道実証実験

- ・民間事業者による「新事業特例制度」(経済産業省所管)の活用

※参照:経済産業省Webサイト

産業競争力強化法に基づく「新事業特例制度」は、新事業を行おうとする事業者が、その支障となる規制の特例措置を提案し、安全性等の確保を条件として、具体的な事業計画に即して、規制の特例措置の適用を認める制度

民間事業者による電動キックボードの公道実証実験について

特例措置の内容

| 項目 | 現行法 | 特例措置の内容 |
|-------------|--------------------------------------|---|
| 道路交通法における区分 | 原動機付自転車 | 小型特殊自動車 |
| 速度制限 | 原付に準ずる 1種:30km/h 2種:60km/h | 15km/h |
| 走行場所 | 原付に準ずる 車道のみ | 車道 + 普通自転車専用走行帯 + 自転車道 + 一方通行だが、自転車が走行可とされている車道 |
| 走行時のルール | 原付に準ずる | ・ヘルメット任意 ・免許帯同 ・自賠責 など |
| 機体要件 | 原付に準ずる ・ナンバー ・ミラー ・ウィンカー など | ・ナンバー ・ミラー など |
| 適用対象 | — | 認可を受けた事業者のみ |

民間事業者による電動キックボードの公道実証実験について

事業の概要

実施事業者

- ・立川市・・・BRJ株式会社(所在地:東京都港区)

実施期間

- ・令和3年10月30日(土)より開始(終了時期は未定)

事業内容

- ・電動キックボードのシェアリングサービス
(ポート設置と電動キックボードの配備)
- ・料金(実証実験期間中):10円/分、利用時間:6:00~22:00

民間事業者による電動キックボードの公道実証実験について

ポート設置等の状況

- 立川市内のポート設置数と電動キックボード配備台数

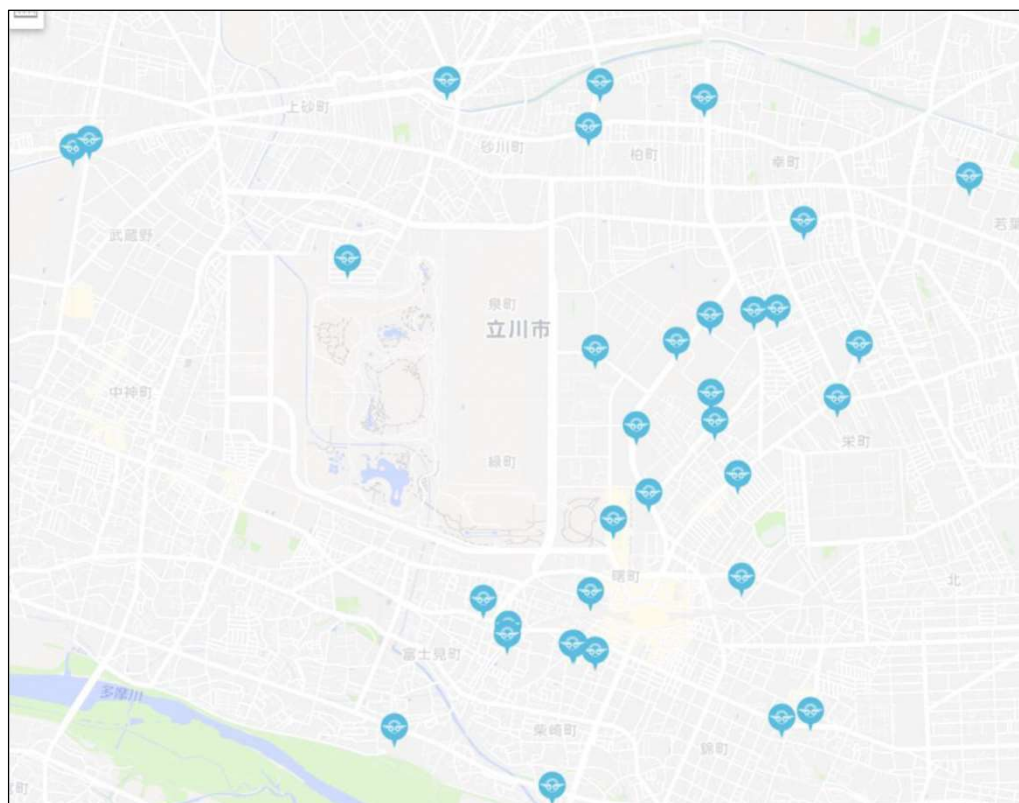
令和3年10月30日現在
4か所/30台



令和4年1月31日現在
33か所/70台

今後、周辺市へ拡大予定

立川市内ポート配置図(令和4年1月31日現在)



BRJ提供資料

民間事業者による電動キックボードの公道実証実験について

国の動向等

□ 国の動向

- ・警察庁が2022年通常国会に道路交通法の改正案を提出する方針(2021年12月23日(木) FNNプライムオンライン)
(電動キックボードの規制緩和の可能性)

(参考)

立川市の対応

- ・国等の動向を注視する
- ・引き続き、実施事業者より状況報告を受けながら、関係機関と連携して対応を図る